

## 日本国厚生労働省とブラジル連邦共和国保健省との間の 保健・医療分野における協力覚書

日本国厚生労働省及びブラジル連邦共和国保健省（以下、それぞれを「当事者」といい、総称して「両当事者」という。）は、保健・医療分野における二国間の関係を促進する意思を表明し、相互利益に基づき、両当事者間の保健・医療における協力を強化することを希望し、以下のとおりの認識に到達した。

### 第一項 目的

本協力覚書は、日本国及びブラジル連邦共和国の現行法令に従い、両当事者の権限の範囲内において、保健・医療分野における協力を強化することを目的とする。

### 第二項 協力分野

両当事者は、以下の分野において、相互に有益な協力を発展させる。

- a) プライマリヘルスケア
- b) 保健・医療人材の育成及び強化
- c) ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
- d) デジタルヘルスにおけるイノベーション（モニタリング、遠隔モニタリング、新興技術の取り入れ及び遠隔医療）
- e) 腫瘍学、ワクチン及び先進的血漿療法並びに老化に伴う疾患の分野における保健・医療技術の研究開発
- f) 健康的な生活習慣及び予防医学を促進するための政策及び戦略
- g) 健康危機への予防、備え及び対応
- h) 慢性疾患の予防及び管理
- i) ワクチンの生産、流通及び販売
- j) 医薬品の有効成分（API）の製造及び流通
- k) 高齢者の健康
- l) その他相互に同意する協力分野

### 第三項 協力の様式

1. 本協力覚書の下での協力は、以下の様式で実施される。
  - 1) 両当事者によって特定される分野における専門家及び代表団の交流
  - 2) 関連する情報及び知識の交換
  - 3) 保健・医療人材の能力強化
  - 4) その他両当事者の相互の同意によって定める協力様式
2. 本協力覚書の下での協力様式は全て、技術上の実現可能性及び両当事者の共通の関心に従って行われる。

#### 第四項 実施

各当事者は、自国における当該活動及びプログラムの調整及び実施に責任を負う。

#### 第五項 財務

本協力覚書は、本協力覚書に基づいて実施される協力に関して、両当事者間のいかなる財政上の取決めも含むものではない。

#### 第六項 その他の権利及び利益

本協力覚書のいかなる規定にもかかわらず、本協力覚書の下での協力の実施が、いずれかの当事者の国家安全保障、国益、公共の利益又は公共の秩序並びに文書、情報及びデータの機密性及び秘密に関する権利及び利益に影響を及ぼす場合には、当該当事者は、その権利及び利益が保護され保障されることを確保するために、適切な措置を講じるか、又は他の当事者と協議することができる。

#### 第七項 協力覚書の地位

本協力覚書は、両当事者の意図を記録するのみのものであり、国際法又は国内法上の義務を構成又は発生させるものではなく、いかなる法的手続きも生じさせず、明示又は黙示を問わず、法的拘束力又は強制力のある義務を構成又は発生させるものとみなされない。

#### 第八項 協議

両当事者は、一般的又は特定の主題に関連して、本協力覚書の解釈又は実施について、両当事者によって相互に決定される機会に、その代表者を通じて相互に協議する。

#### 第九項 相違の解決

本協力覚書の解釈又は実施から生じる両当事者間の相違は全て、協議又は交渉を通じて友好的に解決される。

#### 第十項 改定及び修正

両当事者は、相互の書面による同意により、本協力覚書のいかなる部分も改定又は修正することができる。当該改定又は修正は、両当事者によって決定される日に行われ、本協力覚書の不可欠な一部を構成する。

### 第十一項 開始、継続及び終了

1. 本協力覚書は、署名の日から開始し、5年間継続する。
2. 本協力覚書は、いずれかの当事者が継続期間終了の少なくとも6か月前に、他方の当事者に対し、本協力覚書を終了させる意図を書面で通知しない限り、自動的に5年間延長される。
3. 本項のいかなる文言にかかわらず、いずれの当事者も、終了を意図する日の少なくとも6か月前に、他方の当事者に対し、本協力覚書を終了させる意図を書面で通知することにより、本協力覚書を終了させることができる。
4. 本協力覚書の終了は、両当事者によって別段の同意をしない限り、本協力覚書の終了の日より前に開始されているいかなる協力、プロジェクト又はプログラムの実施及び期間に、当該協力、プロジェクト又はプログラムが終了するまで影響を及ぼさない。

2025年3月\_\_日、東京にて、英語、日本語及びポルトガル語の原本2部に署名した。いずれかの正文間で解釈に相違がある場合は、英語の正文による。

---

厚生労働大臣  
福岡 資麿  
日本国厚生労働省

保健担当国務大臣  
アレシャンドレ・ホシャ・  
サントス・パディーリャ  
ブラジル連邦共和国保健省